

平成20年 No.3

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程

改正理由

学生情報トータルシステム導入に伴い、授業科目の登録方法に変更があったため。

承認経過

平成20年 2月20日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年2月21日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成20年規程第8号

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生諸手続等規程（昭和25年10月16日制定）の一部について、別紙
新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学学生諸手続等規程の一部改正について

改正理由：学生情報トータルシステム導入に伴い、授業科目の登録方法に変更があったため。

改 正	現 行
〔省略〕 (科目の履修) 第10条 科目の履修に当たっては、<u>履修科目申告票を授業担当教員に提出し、履修する科目を学務課に登録しなければならない。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成20年2月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (科目の履修) 第10条 科目の履修に当たっては、<u>単位履修届を学務課に、履修科目申告票を授業担当教員に提出しなければならない。</u> 〔省略〕